

三重県の要請に基づき、感染症拡大防止のため、当店では、下記のとおり時短営業します。

【実施期間】

令和3年6月1日～令和3年6月20日

以下のいずれかの項目に必ず☑を入れてください

- 6月1日から6月13日までの間は酒類の提供を行いません。(持ち込みもお断りします。)
- 終日カラオケ設備の利用はできません。
- 普段から酒類とカラオケ設備の提供をしていません。

通常の開店時間		通常のカフェ時間
時 分	～	時 分
		
時短営業期間中の開店時間		時短営業期間中の閉店時間
時 分	～	時 分

※ただし、下記の期間は 休業 します。

休業日：

店舗名	
住所	